

# 2015年度事業計画書

一般社団法人 コンテンツ海外流通促進機構

(CODA)

## 〔はじめに〕

2015 年度においては、従前のおり、海外におけるわが国コンテンツの正規流通の促進と知的財産を侵害する不正流通の排除を目的に諸事業を積極的に推進する。

今日のオンライン上の著作権侵害は、デジタル・ネットワーク環境の進展とスマートフォン等の高機能端末の世界的な普及に伴い、国境をいとも簡単に越えて個人レベルで蔓延する。また、その侵害行為は、侵害行為者、サーバー、ドメイン管理者、銀行口座が各々別の国に存在するなど、ひとつの侵害に複数の国がまたがるケースも少なくない。

この状況下において、CODA では昨年度より直接対策に加えて周辺対策を具体的に開始し、総合的な侵害対策の在り方について検討を進めた。

本年度は、さらなる検討と実証実験等の取り組みを深化させ、オンライン上の著作権侵害に対して、ワンストップで直接対策・周辺対策が効果的に行使できる「オンライン総合対策センター」の構築を目指していく。

## 〔事業計画〕

### 1. 知的財産侵害対策に係る国内外の産業界・団体及び政府機関との連携

#### (1) 国内の産業界、団体との連携促進

- ① 模倣品・海賊版等の海外における知的財産侵害問題の解決を目指す企業・団体の集まりである国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）へ参加し、知的財産侵害問題に関する情報の交換及び共有を図るとともに、その成果をコンテンツ業界に広く提供し、各企業等が実施する海賊版等知的財産侵害対策の一助とする。
- ② 国内における知的財産の保護と不正商品の排除を目的に設立され、2013 年 12 月に事務局拠点を CODA と統合した不正商品対策協議会（ACA）との連携を強化し、ボーダレス化するコンテンツ侵害に対して、国内外を問わず対処するべく検討・協議を深める。
- ③ わが国コンテンツ業界に対する侵害対策のノウハウ蓄積と侵害対策支援を目的に、「CJ マーク委員会」及び「法制度委員会」のほか、著作権に関連する団体を対象とした「団体連絡会」を定期開催して、最新情報の共有等に努める。そして「CJ マーク委員会」においては、新たに「共同エンフォースメント検討 WG」を設置し、国境を越えて複雑化するオンライン侵害に対して直接対策・周辺対策・削除センターの運営等に関する検討・協議を定期的実施する。

- ④ ネットワーク・プラットフォームの形成を支援するための体制の整備。  
文化庁からの受託事業である「侵害発生国における著作権普及啓発のためのネットワーク・プラットフォームの形成」に向け、わが国において著作権保護や違法コンテンツ流通防止に向けた普及啓発活動を積極的に実施する権利者、権利者団体、集中管理団体等から構成される「検討委員会」を本年度も開催し、種々の検討・協議を実施する。

(2) 海外政府・政府機関等及び海外権利者団体等との連携

- ① 国際的に海賊版をはじめとする知的財産侵害対策に積極的に取り組んでいるハリウッド 6 大メジャー映画会社で組織される MPAA/MPA (アメリカ映画協会/その海外部門) 及び国際的な音楽・ミュージックビデオの製作会社で組織される IFPI (国際レコード産業連盟) 等、海外著作権関連団体の現地ネットワーク等を利用した連携強化を図る。
- ② 特に、MPAA/MPA との間では、2014 年 3 月にオンライン侵害対策に関する連携強化を目的に締結した MOU に基づき定期協議を開催する。また、MPA の EU 支部 (イギリス、ベルギー等) の視察等を実施して、グローバル化するオンライン侵害対策に関する協議を深める。
- ③ MPAA/MPA を組織するハリウッドメジャー 6 社が設立した映像に関する技術検証研究機関である「Movie Labs」との連携を図る。Movie Labs が保有している世界各国における海賊版トラフィック情報の共有やわが国における侵害情報の精査等に協力する。
- ④ KOFOCO (韓国著作権団体連合会) との間で、従前のおり MOU に基づく定期協議を行い、両国におけるオンライン上の著作権侵害実態やその対策に関する意見交換を行う。
- ⑤ 東アジアにおける知的財産関連政府機関 (中国: 国家版權局・新聞出版広電総局、公安部、商務部、工業和信息化部、文化部及び文化市場行政執法総隊、香港: 知的財産権局及び税関、台湾: 内政部警政署、文化部影視及流行音楽産業局及び經濟部知的財産局、韓国: 文化体育觀光部及び KCC (韓国著作権委員会) 等) との関係構築を図り、情報共有等を通じて連携強化を目指す。
- ⑥ 東南アジアの産業界、団体及び政府機関等については、ASEAN+日中韓で組織する ACBS (アジア・コンテンツ・ビジネス・サミット) のメンバー国であるシンガ

ポール、タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア等との間で関係構築を図り、当該地域における知的財産に係る諸環境の最新状況の調査を行い実態の把握に努める。併せて、インドネシア並びにタイでは政府機関と共催にて著作権普及啓発イベントを実施する。

また昨年 10 月に東京で開催された第 4 回 ACBS において、CODA から提案したアジア地域における侵害情報や侵害対策の迅速な共有を目的とした「海賊版ホットライン」の構築を目指していく。

- ⑦ 総務省からの要請により、ASEAN 諸国における放送コンテンツ流通促進ワークショップ事業として、関係者を東京に招聘し、セミナー及び意見交換を行う。

### (3) 各種調整業務

- ① 必要及び要請に応じて CODA が関連機関・団体との各種調整を行う。

## 2. 知的財産侵害対策への具体的支援

### (1) 販売店での海賊版 DVD/CD 対策

- ① 既に当機構が共同エンフォースメントを実施もしくは実施予定としている地域（中国、香港、台湾、韓国、ASEAN 等）においては、日本コンテンツの侵害実態（著作権・CJ マーク商標権侵害等）の最新情報を継続的に把握し、精査のうえ効果的な共同エンフォースメントを実施する。このうち、特に日本コンテンツに関する侵害が顕著な事例等については集中的に対応することとし、わが国政府機関との連携を強化して当該地域の政府機関に対して取締り強化の要請等を行う。本事業の実施においては MPA との連携を主体に実施する。
- ② 東南アジアでの侵害状況把握のために、ACBS 参加国において出回っている海賊版 DVD を試し買いするなど、侵害実態の把握等を検討する。

### (2) 電子商取引サイト（EC サイト）上の海賊版 DVD/CD 対策

- ① 電子商取引を悪用した海賊版販売事業者や違法配信事業者等のうち、特にわが国消費者（顧客）を対象として行われている侵害行為については、直接対策を実施するとともに、周辺対策として、Google が提供する検索結果表示の抑止要請プログラム(TCRP)の活用や口座凍結、セキュリティソフト会社等の協力体制の拡大、広告出稿の停止要請、EC サイトやオークションサイト運営者への協力要請等も実施し、総合的な対策を講じていく。
- 併せて、わが国の警察、税関及び不正商品対策協議会等と連携し、これら侵害行為についての国内外における対策強化を図る。

- ② MPAA/MPA との連携により、米国及び EU における共同エンフォースメントとして、ドメイン差押え等の具体的方策の可能性について検討し、可能であれば実施する。併せて、アジア地域におけるエンフォースメントについても、アジア各国・地域のサイトブロッキング等を活用するなど具体的な方策の可能性を検討する。
  - ③ 中国においては、CODA 北京センターを活用し、関連機関・団体との調整を行い日本コンテンツの権利侵害に対する共同エンフォースメントを検討する。
- (3) インターネット上の海賊版コンテンツ対策
- ① インターネット上の海賊版コンテンツのうち、侵害が深刻化する日本のマンガ及びアニメ等の映像コンテンツを対象とした海賊版対策を実施する。
    - i) マンガに係る違法対策  
出版業界が一丸となって、大規模で効果的な削除を行う体制を構築する。具体的には、大手出版社が自主的に進めている海賊版対策に、中小出版社が行う海賊版コンテンツの削除要請等を連携させることで、業界一丸による取り組みとなるよう支援を行う。
    - ii) アニメ等の映像コンテンツに係る違法対策  
悪質な侵害サイトや侵害サービス等を精査のうえ特定し、それらに対する共同エンフォースメントを検討する。また、サーチエンジンやアプリマーケット運営者との協議等を含めた総合的な対策を実施する。

### 3. 知的財産侵害対策に関する新たな手法等の検討

#### (1) 最新の侵害事例等についての対応策の調査・検証

2013 年度コンテンツ海賊版対策強化事業（コンテンツ流通促進に向けた海賊版対策支援事業）において作成した悪質な海賊版サイトのリスト（いわゆる、ブラックリスト）を基に、直接対策や周辺対策での対応の可能性を検討・協議し、個社では対策が困難な取り組みを支援する。

上記事業で調査した情報（侵害コンテンツを視聴できるスマートフォンアプリ、インターネット等を悪用した最新侵害事例（ストレージサービスやリーチサイトを通じた侵害、トレントによる侵害）について、効果的・効率的な対策を調査及び検証する。また、必要に応じて海外の実例調査や日本国内関連事業者への対応要請等の実施を検討する。

(2) 侵害等に関する間接的な対策

以下の周辺対策事業を実施することにより、直接的な侵害対策を補完する。

- i) 侵害サイトのフィルタリングの協力事業者等の拡大
- ii) 検索結果表示の抑止要請
- iii) 広告出稿の停止要請
- iv) 決済処理の停止・口座凍結の要請
- v) スマートフォンアプリへの対応

(3) 知的財産侵害の早期発見支援並びに侵害対応への技術的支援等の実施。

中国語表記（中国人向け）のサイトを対象として、コミック、文芸作品、雑誌などのデジタル出版物において、インターネット上の侵害に対する監視・削除の実証実験を継続実施する。併せて、中国国内でインターネット上の侵害コンテンツの削除ベンダーとの協力についても検討し、より効果のある方法を探る。

(4) トレーニングセミナーの実施

東アジア地域における知的財産侵害対策の成果向上に資するため、MPA の外郭団体である HKISA (香港国際映視協会) および IFPI (国際レコード産業連盟) の協力の下、取締執行機関等に対するトレーニングセミナーを実施する。併せて、ASEAN との関係構築としてインドネシアとマレーシアでのトレーニングセミナーを実施する。

4. 情報収集・発信等、総合サービス

(1) 効果測定に関する調査

国境を越えて蔓延するオンライン上の著作権侵害は世界的な課題である。この状況に対して、日本コンテンツの被害実態を集約・分析し、迅速なエンフォースメントを目的とする仕組み（「オンライン総合対策センター（仮称）」）の構築を目指す。その実稼働に向けた実証実験スキームを実施し、総合的なエンフォースメントの在り方および国内の被害実態を可視化する方法を検討する。また、本実証実験に際しては、既存の削除センターのシステムを利活用して侵害情報の収集と情報発信、共有の仕組みを構築し、侵害対策等の効率化を図る。

- ① 2013 年度コンテンツ海賊版対策強化事業（コンテンツ流通促進に向けた海賊版対策支援事業）、当機構の自主事業で運営している削除センター及び侵害アプリ調査事業等で収集した侵害情報および削除情報等を「オンライン総合対策センター（仮称）」に集約し、i) 総合的なエンフォースメント（直接対応および周辺対策等）の研究・検討、ii) 集約した侵害情報を周辺対策（広告停止要請、検索結果

表示の抑止要請等)へ資するため迅速に共有し利活用する、iii) Movie Labs との連携による侵害情報の検証、iv) ブラックリストの作成等の実施に向けた検討を深める。

- ② 海賊版対策の効果測定を実施するため、その基礎資料として、主な侵害発生国のコンテンツ市場規模及び当該国における日本コンテンツの占める割合等について文献調査・ヒアリング調査等を行う。なお、調査対象国は主要国 5 か国程度及び参考国 15 か国程度とし、ヒアリングについては業界団体及び関連企業 10 箇所程度を対象とする。

## (2) 海賊版対策の実施結果に関する情報収集及び情報共有

2013 年度コンテンツ海賊版対策強化事業(コンテンツ流通促進に向けた海賊版対策支援事業)において作成したブラックリストの更新を行う。ブラックリスト作成・更新のために、マンガ及びアニメ対策事業で具体的対策を講じる侵害対策ベンダーより、情報提供を受ける体制を構築する。

また、ホワイトリスト(正規配信コンテンツリスト)を整備し、正規流通の促進のサポートのための基本情報とする。併せて、関係者の調整および情報収集・更新の体制構築を検討する。

さらに、海賊版対策に関する調査研究・事例共有勉強会の開催等についても検討する。

## (3) キャラクターに関連する知的財産侵害品に関する調査

マンガやアニメ等に関連するキャラクターの知的財産侵害対策の基礎資料とするため、国内外におけるマンガ・アニメ等に関するキャラクター関連の市場規模や知的財産侵害品被害の実態に関する研究調査を行い、併せて日本のコンテンツ産業の収益構造の中で侵害対策の重要性を検証する。

## (4) その他の国内及び海外における取り組み

### ① 「ビジネスマッチングの開催」

わが国コンテンツ企業と海外コンテンツ事業者等との間における正規流通及び侵害対策の促進等を目的とした直接協議の場として、国内または海外においてビジネスマッチング等を開催する。

### ② 「サイト評価レポートの作成」

中国・韓国等の東アジアの UGC サイト等について、運営事業者ごとに会社情報・正規ライセンス状況・知的財産保護への取り組み等を報告する「サイト評価レポート」を作成・頒布し、正規配信許諾の促進に活用する。

## ③ 「広報・啓発活動の推進」

- ・国内外の一般消費者に向けた広報として、共同エンフォースメントに係るニュースリリースや不正商品対策協議会等が主催するイベント等への出展協力を推進する。
- ・アジア地域における海賊版等知的財産侵害の事例、訴訟等の対応策、法改正等の動向等に関して、CODA 北京センターおよび関係機関等を活用して情報収集を行い、ニュースレターやホームページ等を通じて、わが国コンテンツ業界等に広く発信する。
- ・マンガ・アニメ海賊版対策に係る広報の一環として、Anime Japan や東京アニメアワードフェスティバル、CoFesta や海外の関連イベント等の運営に関わる団体や企業等と協議の上、それらのイベントにおいて効果的な広報・普及啓発の実施を検討する。
- ・ASEAN との侵害対策の側面での関連構築の一環として、マレーシアの国内取引・共同組合・消費者省（MDTCC）を日本に招聘し、セミナー等を開催することを検討する。
- ・今年度、経済産業省が海外で開催を予定しているマンガ関連イベントにおいて、海賊版対策ブースの出展や、運営事務局との海賊版対策の広報・普及啓発に関する協力等について検討する。

## ④ 「不正流通情報窓口の継続」

既に設置している「不正流通情報窓口」を通じて、侵害に係る情報を広く収集する。

## 〔組織運営〕

## 1. 広報活動の充実

ホームページのコンテンツの充実を基本とし、マスコミ等への積極的な対応を行い、当機構の活動について日本国内外への周知徹底を図る。

## 2. 財務体質の充実

新規会員獲得等を通じて自主財源の増加を図るとともに、当機構の趣旨に賛同いただける経済産業省、文化庁をはじめ、総務省、知的財産戦略本部、警察庁および外務省等からの支援を獲得する。

以上